

市公害防止条例に規定する特定施設設置の届出について (騒音及び振動に係るものを除く)

白井市 環境課 環境保全係
電話：047-401-5409

1. 特定施設に関する規制

(1) 特定施設

工場又は事業場に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生させる機械及び施設であって規則で定めるものを「特定施設」、これらの施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」といい、規制の対象としています。

(2) 特定施設設置の届出

ばい煙、粉じん及び悪臭に係るものは〔表1〕、地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係るものは〔表2〕に掲げる特定施設を設置する際には、特定施設設置届出書を提出してください。

(届出要領)

- ①届出者名 特定施設を設置する事業者等
- ②届出期限 特定施設の設置工事開始の30日前まで
- ③届出部数 正副あわせて2部
- ④届出様式 第3号様式
- ⑤添付資料
 - ・ばい煙等の排出及び処理に係る作業の系統の概要を説明する書類
 - ・ばい煙等の量等に関する説明書
 - ・工場等の事業経歴書
 - ・工場等の組織図
 - ・工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図
 - ・ばい煙等の防除施設の設置場所を示す図面

〔表 1〕 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

番号	施 設 の 種 類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 溶融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研摩施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設

番号	施 設 の 種 類
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 非鉄金属熔融施設 イ 熔融めっき施設 ウ 電気めっき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研磨施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げる施設 ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法第2条第2項及び第6項に規定するばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物

[表2] 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

番号	施 設 の 種 類
1	井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積が（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6 cm ² をこえるもの）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 温泉法第8条第1項の規定により許可を受けた動力装置
- 2 河川法が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置される施設
- 3 工業用水法第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
- 4 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
- 5 千葉県環境保全条例第38条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
- 6 消火の用のみに供する施設
- 7 建設作業その他臨時的な用に供する施設であって、市長が認めたもの